

別表

障害の種類		障害の級別
視覚障害		1級～4級の各級
聴覚障害		2級か3級
平衡機能障害		3級
音声機能・言語機能 またはそしゃく機能障害		3級(※1)
上肢不自由		1級か2級
下肢不自由		1級～6級の各級(※2)
体幹不自由		1級・2級・3級・5級の いずれか(※2)
乳幼児期以前の 非進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害	1級か2級
	移動機能障害	1級～6級の各級(※2)
心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは 直腸機能障害、小腸機能障害		1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1級～3級の各級
肝臓機能障害		
※1：障害者本人が運転し、かつ、こう頭摘出による 音声機能障害がある場合に限る		
※2：生計を一にする者が常時介護する者が運転する場合は、 1級～3級の各級に限る		

○ **普通自動車の減免(3月)**
 大田原税務事務所
 ☎0287(23)4172

○ **課税課**
 ☎(62)7179

▼ **問い合わせ**
 ※車いす移動車などに関する減免手続きについては、お問い合わせください。

とき	ところ	共通テーマ	会場別テーマ
5月24日(火) 午後6時30分～ 8時30分	鍋掛公民館	公共交通の在り方	地域住民たすけ合い 事業について
5月25日(水) 午後2時～4時	高林公民館		高林を元気にしよう ～何でも伺います～
5月26日(木) 午後6時30分～ 8時30分	南公民館		市民のみなさまと考える 那須塩原市

○ **課税課**
 ▼ **問い合わせ**
 ☎(62)7181

○ **空間放射線量
モニタリングポスト測定結果**

3月14日～4月11日測定分

場所	放射線量
那須塩原市役所	0.104～0.107
ハロープラザ(箒根出張所)	0.086～0.089

※単位は全てマイクロシーベルト/時。
 ▼ **問い合わせ** **環境対策課** ☎(62)7141

お知らせ
障害者のために使用する軽自動車は税金が減免されます

障害者のために使用する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。
 減免を受けるためには申請が必要ですので、該当する場合は申請してください。
 なお、すでに減免され、利用状況に変更がない場合は手続きの必要はありません。

▼ **減免の対象者**
 ① 身体障害者手帳を交付され

② 戦傷病者手帳を交付されている人のうち一定の要件に該当する人(詳細な要件は問い合わせください)
 ③ 療育手帳を交付されていて障害の程度がA、A1、A2の人
 ④ 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)を交付されていて、障害の程度が1級の人

▼ **減免される軽自動車**
 ① 障害者本人が所有し運転する車
 ② 障害者と生計を一にする人、または、障害者を常時介護する人が運転する場合で、次のいずれかに該当する人が所有する車
 ・ 障害者本人
 ・ 障害者と生計を一にする人
 ・ 障害者を常時介護する人
 ※減免を受けられるのは、障害者1人につき1台。

▼ **手続きに必要なもの**
 ・ 軽自動車税納税通知書か軽自動車税口座振替通知書(5月10日(火)に発送します)
 ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証もあわせて)のいずれか
 ・ 運転する人の運転免許証
 ・ 納税義務者の印かんと個人番号が確認できるもの

▼ **申請先** **課税課**、**総務課**、**総務課**、**総務課**、**総務課**、**総務課**
 根出張所
 ▼ **申請期限** 5月31日(火)
 ※車いす移動車などに関する減免手続きについては、お問い合わせください。

○ **課税課**
 ▼ **問い合わせ**
 ※車いす移動車などに関する減免手続きについては、お問い合わせください。

○ **課税課**
 ▼ **問い合わせ**
 ☎(62)7181

○ **課税課**
 ▼ **問い合わせ**
 ☎(37)5439

○ **課税課**
 ▼ **問い合わせ**
 ☎(62)7141

空き家等対策の推進に関する条例を施行

「空き家」は適切な管理が必要です



こんな状態になっていませんか？

- 倒壊などの危険があるもの
- 悪臭など衛生上に問題があるもの
- 著しく景観を損なっているもの
- その他周辺の生活環境を保全するための管理が不十分なもの

法律で「特定空き家等」を規定

上記のような周辺環境に悪影響を及ぼす可能性が高い空き家は、法律で「特定空き家等」と規定されました。
 これに該当すると、法律や条例に基づき、市が空き家の所有者などに対して、指導・勧告・命令などを行います。(図参照)

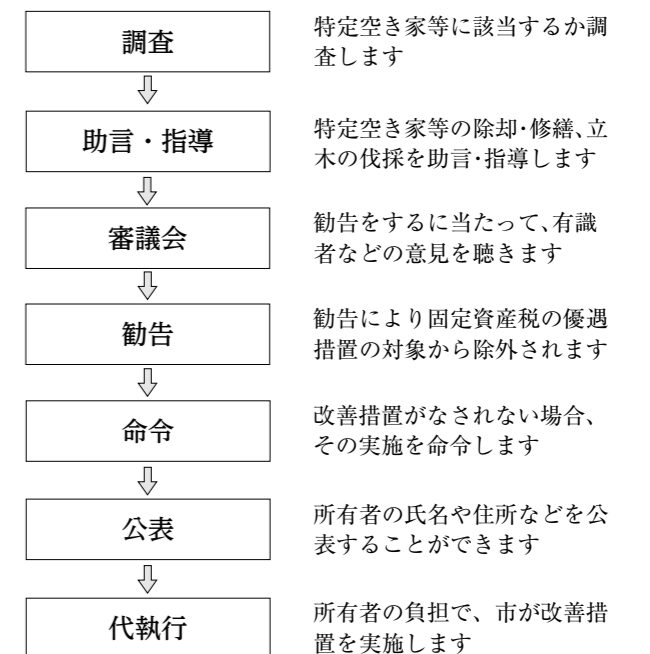
気づかないうちに周囲に迷惑をかけていることも…

大きな被害が起こる前に、所有している空き家に問題がないか改めて確認してください。

空き家の増加が全国的な問題に… (条例制定の背景)

近年、適切な管理がされていない空き家が増加し、周辺環境への影響が心配されています。このような中、平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。
 これを踏まえて、市では空き家対策をさらに進めるために「空き家等対策の推進に関する条例」を制定。この条例には、空き家対策審議会や応急代行措置など本市独自の規定を盛り込んでいます。適切な管理がされていない空き家は、この法律や条例に基づき対応します。

特定空き家等に対する措置 (行政処分の流れ)



- **定期的な見回り**
 戸締り、家屋の破損、庭の草木などの状況を定期的に確認
- **草刈り・剪定・修繕など**
 見回りで気づいたら周囲に迷惑をかける前に行動
- **自分で管理できない時は業者に依頼**
 知人、業者、市シルバー人材センター☎0287(64)0099などに依頼

こんな問題が起きています

- 庭の木が隣の家の屋根に当たり、破損した
- 屋根材(波トタンなど)が飛んできた
- 庭の草木が敷地の外にはみ出し、近所迷惑に

問い合わせ
 ☎都市整備課 ☎(62)7162